

SEINENH©RITSUKA

# 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会  
Japan Young Lawyers Association  
Attorneys and Academics Section

**N511**  
2013・9・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階  
☎ 03 (5366) 1131(代) FAX 03 (5366) 1141  
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

和歌山支部主催で憲法連続講座を開催!!.....丸山 哲  
原発避難者訴訟第2次提訴の報告—福島地裁いわき支部.....市野綾子  
復興の妨げとなるキーワードの克服を—被災地の現場からの報告(宮城).....菊地 修  
第15回人権研究交流集会「震災復興—3・11から3年 私たちは何をすべきか」  
□分科会紹介 平和分科会・裁判必勝法分科会

ロースクールの実情と法曹養成

新旧の司法試験を体験して.....石島 淳  
Pay for Justice!—正義のための給費を.....宮里民平  
新刊|旧刊『司法崩壊の危機—弁護士と法曹養成のゆくえ』.....米倉洋子  
—差し迫った司法の危機を共有するための必読書  
ベローチェ争議.....三浦佑哉  
—改正労働契約法の悪用と「鮮度」を理由とした雇止め



マダガスカルの子ども

# 和歌山支部主催で 憲法連続講座を開催!!

和歌山 丸山 哲

1

和歌山支部は、二〇一三年七月二日の参議院選挙直後、「青法協憲法連続講座」完全攻略 深めよう憲法」(憲法連続講座・全三回)を開催しました。

会員の皆様に、会場の熱気をお伝えします。

2

憲法連続講座は、七月二四日(水)に第一回、八月七日(水)に第二回、八月二〇日(火)に第三回が行われました。

この企画は、和歌山支部六月総会で決定し、若手弁護士が基調報告を担当することになったのですが、実施日や具体的なテーマが決まったのは七月初旬、広報は七月中旬と、まさにドタバタ劇の中での講座でした。テーマと基調報告の担当は次のとおりです。

第一回 「憲法九六条について」

岡 正人会員 (五八期)

第二回 「憲法九条について」

小川 裕和会員(新六二期)

第三回 「自民党憲法改正草案の問題点」

重藤 雅之会員(新六四期)

伊藤あすみ会員(新六四期)

3

第一回「憲法九六条について」は、このように、広報が不十分な状況のもとで行いましたが、われわれの予想に反し、約七〇名という多数の参加がありました。参議院選挙での自民党圧勝を目の当たりにした市民が、強い危機感を有

していたからだと思います。

このような市民の危機感は、講座の進行にも嬉しい影響を与えました。岡会員の基調報告は、憲法九六条に関する法解釈や比較法を織り交ぜながら予定通り終了したのですが、質疑応答・意見交換が予定の五〇分では終了せず、会場発言が尽きなかったのです。会場の都合からやむなく約一時間一〇分で質疑応答・意見交換を遮り終了しました。会場発言のごく一部を紹介します。

○(自民党憲法改正草案一〇〇条一項に関して) 今回の参議院選挙でいえば国民の四分の一が憲法改正賛成票を投じれば憲法が変えられてしまうことになることがよく分かった。そのことを広げていきたい。

○自分のこととして、地道に身近な人への呼びかけやソーシャルメディアを利用した発信を行っていきたいし、そうすべきではないか。

○「九六条の会・和歌山」を結成するなどして、憲法九六条先行改憲を許さない運動を行うべきではないか。

会場発言では、参議院選挙で自民党が圧勝したことを受け、一人ひとりが、これまで以上に、憲法を守る行動を積極的に行いたいというものが多く、印象的でした。

4

第二回「憲法九条について」は、第一回の会場(三〇卓九〇席)を拡張し、四五卓三三



【写真上】第一回 会場の様子。【写真左】第二回 質疑応答・意見交換の様子。左から、畑純一・由良登信・小川裕和各委員

五席の会場で開催しました。そして、第二回も、第一回と同様約七〇名の参加がありました。小川会員の基調報告は、九条に関する法解釈を俯瞰し、改憲派がなぜ九条を改憲しようとして

いるのかという点を中心に行われました。他方、質疑応答・意見交換は、やはり予定どおりには終わらず、一時間一〇分で質疑応答・意見交換を遮るかたちで終了しました。

第二回における会場発言のごく一部を紹介します。なお、第二回から、回答席に重量級の会員も座ることとなり、回答席に座ったのは、小川会員のほか、由良登信元支部長(三八期)、畑純一前支部長(四四期)でした。

○(恣意的な内閣法制局長官人事が閣議決定される予定であるとの報道に接して)内閣法制局長官を変えただけで憲法を改正することができぬのか。この問題に対して、どのように取り組んでいけばよいのか。

○(自民党憲法改正草案九条の二に関して)法律とは具体的にどのようなものか決まっているのか。(決まっていないという点に関して)法律でどのようにでも

定められるのではないか。その恐ろしさをもっと広げていきたい。

会場発言は、第二回の直前に報道された内閣法制局長官人事による「なし崩し解釈改憲」への危機感を参加した市民が共有し、その上で行われている印象を受けました。

5 第三回「自民党憲法改正草案の問題点」は、第一回、第二回からさらに参加者が増え、約八〇名の参加がありました。市民が、自民党憲法改正草案に対してさまざまな批判的問題意識を持っているからだと思います。

重藤会員、伊藤会員の基調報告は、憲法の意味を確認した上で、憲法と自民党憲法改正草案を比較し、自民党憲法改正草案により日本はどのような国になるのかという点を中心に行われました。他方、質疑応答・意見交換は、やはり時間通りには終わらず、一時間一〇分かかりました。なお、第三回は最終回でしたので、改憲問題全般の運動論についても意見交換が行われました。

第三回における会場発言のごく一部を紹介します。なお、回答席には、重藤会員、伊藤会員のほか、金原徹雄元支部長(四二期)が加わりました。○(自民党憲法改正草案二二条に関して)「公益及び公の秩序」は多数派の考え方が反映される。それがどれだけ危険かをもっと多くの人に知ってもらえるようにしていきたい。

○日本国憲法を語る時、「制定時」(押しつけ憲法論)と「現在」(自衛隊の存在の議論)の両端に偏り過ぎてみると、学生などで行っている日々の憲法の学習会で感じる。しかし、考えてみれば、その間には、さまざまな憲法訴訟などを通じて先人が「憲法(的価値)」を獲得してきた歴史が存在する。そのような歴史を具体的に学び、憲法的価値を実感することこそが重要ではないか。

○日本国憲法を多くの言語に翻訳してインターネットなどで全世界に発信することで、全世界

界の人々に日本国憲法が変えられようとしていることを伝え、その人々から声を上げてもらえるようなアピールはできないか。

## 6

今回の憲法連続講座は、和歌山支部にとつて大きな催しであり、また、若手会員にとつて憲法を再度勉強し直すことができて非常に有益なものでした。

しかし、現在の情勢からすれば、それに満足してはならないことは明らかです。今回の憲法連続講座を行ったことにより、多くの会場発言から「継続的」「具体的」な行動を行うヒントを得ること

ができました。和歌山支部は、今後も市民と連携を取りつつ、「継続的」「具体的」に行動してゆきま

す。また、和歌山支部は、護憲派だけでなく、さらに幅広い層に対し、あらゆるチャンネルを使い、憲法を守るために連携を取る必要があると考えています。めざす方向が同じであれば、ともに協力し合うことができるからです。

和歌山支部は、憲法問題について、決してあきらめません。

(和歌山支部 事務局長)

# 原発避難者訴訟第二次提訴の報告

## 福島地裁いわき支部

東京 市野 綾子

### 1 はじめに

東京電力福島第一原発事故からおよそ二年半が

経ったが、未だに故郷を追われ避難生活を余儀なくされている人々の生活再建のめどは立っていない。避難生活が長期化するにつれ、避難者の困難や苦悩は深刻化している。私は昨年(二〇二二年)

七月、南相馬市小高区視察において、路上の立札に「帰りたい 帰りたくない どうする」と書かれた光景を見たが、そうした住民の苦悩が延々と続いている。

そんな中、二〇二二年二月三日、避難指示区域からの避難者四〇名（一八世帯）が、東京電力株式会社を被告として、福島第一原発事故による被害の完全賠償を求めて福島地裁いわき支部に提訴した（避難者による集団訴訟としては全国初の訴訟）。そして二〇二三年七月十七日、一七八名（六四世帯）の避難指示区域からの避難者が、いわき支部に同訴訟の第二次提訴を行った。

## 2 「帰りたい 帰りがたくない どうする」 ～故郷の喪失

帰還困難区域（年間五〇ミリシーベルト以上）は、残念ながら住民の帰還の見込みはないと思われる。居住制限区域（年間二〇ミリシーベルト以上五〇ミリシーベルト以下）も、帰還のめどは立っていない。

避難指示解除準備区域（年間二〇ミリシーベルト以下）については、政府は、除染の状況などをふまえて順次、避難指示を解除していくとしている。しかし、避難指示が解除されたとしても、放射能汚染のリスク不安等から、子どものいる夫婦等少なからぬ世帯が故郷に戻らないと予想される。そうすると、帰還者が少ない上に高齢者の割合が高くなり、産業の衰退や行政サービスの非効率化、田畑・山林の荒廃などの問題が生じ、従前

通りの故郷に戻すのは事実上不可能と思われる。避難者が「帰りたい 帰りがたくない どうする」と苦悶するひとつの所以である。

避難者は、生活を根こそぎ奪われ、血縁者と離散し、先行きの見えない将来への不安を抱えながら狭い避難先で生活している。ときには心無い誹謗中傷すら受けることもある。避難先住居に閉じ籠ってしまったり、子どものいじめを心配して避難者であること隠している親もいる。避難生活でうつ病になった人や日常生活の動作ができなくなってしまう高齢者は珍しくない。

東電により生活を再建するに足りる賠償もなく、国も責任を果たさないために、避難者はこうした苦難の避難生活を続けることを余儀なくされている。

## 3 一七八名が第二次提訴へ

### (1) 提訴行動

来年（二〇二四年）三月一日には原発事故から三年が経過するため、避難者間で不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効を心配する声が高まってきた。そうした状況も相まってか、第一次提訴の四倍以上の一七八名が原告団に加わり、二〇二三年七月十七日、第二次提訴に及んだ。

当日は、いわき支部近くの広田次男法律事務所

所からデモ行進し【写真】、訴状を提出した後、近くの神社で提訴報告集会を兼ねて記者会見を行った。

### (2) 請求の概要

福島第一原発の事故は、故郷そのものの喪失に



象徴されるように、広汎で継続性のある深刻な被害をもたらし、それは現在も進行している。

故郷を放射能で汚染されたことで、避難者は故郷ならではの生活を失い、そこで人格を形成・発展させていくこともできなくなってしまったのであり、いわば全人格的な被害を被った（人格発達権侵害。憲法二三条幸福追求権等）。

こうした被害の特徴をふまえて、損害を把握する方法については、差額説的解釈にはならず、人格的生存の基盤を確保するという合目的な観点から、原状回復のための賠償額を算出した。たとえば、自宅についていえば、生活を再出発するために必要な自宅の再取得価格相当の賠償を求めている。

主な請求内容は、故郷喪失慰謝料一人二〇〇万円、避難生活慰謝料一人月額五〇万円、自宅を再取得するための賠償として、土地一三六八万八〇〇〇円、建物二二三八万円、家財道具の賠償、その他個別の原告ごとに中身が異なる賠償である。

なお、自宅の再取得価格は、住宅金融支援機構「平成三年度フラット35利用者調査報告」の全国平均から算出した。避難前の広大な住宅と同じ広さの住宅を都心などで購入できるほどの賠償金の請求は説得力に欠けるが、住宅購入の全国平均価格の請求とすることで説得的なものとなっている。

#### 4 訴訟救助に関連する裁判所の不当な対応

一部の原告たちは、訴訟救助の申立てを行っていないが、訴訟救助に関するいわき支部の対応は不当極まりないものである。

すでに第一次原告団も訴訟救助を申立て、却下された原告のうち、一世帯が即時抗告を行った。弁護団は、その他の原告たちについては即時抗告中の原告と弁論を分離し、第一回弁論期日を指定するよう強く求めてきたが、いわき支部は、弁論の分離をかたくなに拒否し、即時抗告の結果が出るまで期日を指定しないという、理解し難い対応に終始した。

原告たちは、生活を根こそぎ奪われて避難生活を送りながら法廷闘争を続けなければならぬのであるから、一刻も早く解決しなければならぬのはいうまでもない。裁判所はこうした原告たちの置かれた状況に配慮し、速やかに弁論を分離し、期日を指定すべきであった。いわき支部のような対応が常態化すれば、訴訟遅延を恐れた原告は訴訟救助の申立て及び即時抗告をあきらめざるを得なくなり、裁判を受ける権利の侵害と言つても過言ではない。

結局、今回の第二次提訴と同日に行われた第一

次訴訟の進行協議期日において、およそ一時間半にわたる裁判所との折衝の末（途中で合議のため休廷もあった）、やむを得ず、原告側が大きく譲歩し、即時抗告を取り下げる約束をして、ようやく、いわき支部は第一回弁論期日を二〇月二日午後二時に指定した。

こうした経緯からすると、第二次訴訟についても、いわき支部は、弁論を分離せず、訴訟救助の即時抗告の結果が出るまで期日を指定しないと予想される。仮にそうなったとしても、弁護団は、第一次訴訟と第二次訴訟の弁論を併合するよう求め、即時抗告による訴訟遅延を何としても回避するべく奮闘していく。いわき支部は、原告たちが苦難の避難生活を送っていることに十分配慮し、弁論を併合すべきである。

#### 5 みなさまの「ご支援をお願いします

第一次訴訟の弁論期日は一〇月二日午後二時、福島地裁いわき支部で開廷しますので、ご支援をよろしく願います。また、当弁護団への相談・依頼は増加の一途をたどり、年内にも第三次訴訟を提訴する予定ですが、実働弁護士が不足しています。みなさま、ぜひ弁護団員になってください！

（福島原発被害弁護団）

# 復興の妨げとなるキーワードの克服を

## 被災地の現場からの報告(宮城)

宮城 菊地 修

### 1 宮城県の被災者の現状

あの東日本大震災から二年六カ月が経過した。いま宮城県の被災地の現場で何が起きているのか報告したい。

宮城県では本年(二〇一三年)三月末で医療費自己負担免除措置(従前国が八割、県が一割、市町村が一割負担)が打ち切りになった。岩手県・福島県では継続なのになぜか宮城県だけが打ち切りである。この点、村井県知事に言わせると「宮城県は被災者が多いから負担が大きい」「お金を使う優先順位がある」からだと言う(！) 打ち切りの結果、四月以後明らかに受診者が減少した。県

保険医協会(開業医の団体)の調べによると、約半数の保険医が「受診が必要なのに来院してない」「必要な来院回数を減らしている」と回答し、具体的事例として、白内障の患者が視力障害になり手術適応と思っていたら来院しなくなった、車を運転するということだったので交通事故が心配である、糖尿病の患者が何人か来院しなくなった、歯周病の進行で歯の動揺が進んでいるが来院しなくなった等が指摘されている。仮設住宅には

高齢者が多く、長引く避難生活で、生活習慣病、メンタルヘルスの悪化、生活不活発病、要介護認定者が増えている。四月以後夫婦で医療費の自己負担額が一〇万円を超えたという話も聞く。これ

では受診を控えざるを得ない。仙台市のある仮設住宅では毎日のように救急車が来て住民が病院に搬送されている。被災者は命の危険にさらされているのだ。

また、仮設住宅では孤独死・突然死も相次いでいる。長期の避難所生活、狭い仮設住宅の生活は相当なストレスである。被災者の多くは震災前は広い家に住み隣人に音の配慮をする必要などなかった。それが一変して四畳半・六畳二間に家族三人で生活し、薄い仕切りのため隣人に音の迷惑をかける心配が必要で生活を強いられている。これがどれだけのストレスであるかは都市型生活をしている者には分からない。

仮設住宅の住環境も劣悪だ。宮城県では東京のプレハブ協会に一括発注したため、まさにプレハブ(鉄板)の仮設住宅になっている。夏は暑く(熱中症が多発)、冬は寒い。結露も深刻である。ある仮設住宅では部屋の床二面に白カビがびっしり生えている。これでは健康被害も心配である。要するに、仮設住宅の老朽化が始まっている。

仮設住宅を出たいと思っても、復興公営住宅は建設のめどが立っていないし、自力再建の場合も移転先のめどが立っていないので、出ようにも出られない。お金がある人はさっさと仮設を出てどこかに土地を求めて自宅を再建しているが、お金がない人は仮設にとどまるしかない。

住民が元の場所に戻りたいと思っても、行政が一方的に危険区域に指定し自宅を再建することができない。行政は防災集団移転と土地区画整理に拘泥し、住民の多様な要求に応えようとする。せっかく住民が被災した自宅を修理して住んでいるのに区画整理地域に指定されて年内建物解体・移転を迫られ、移転地に移転できるのは高上げの關係で二年後になるが、その間の引越先がない(行政は仮設入居を拒否、市内のアパートは満杯)、一〇〇〇年に一度の津波のために高さ二〇メートル前後の巨大防潮堤が着々と建設され、海が見える生活、海を生業とすることを不可能にしようとしている。

日本国憲法第二三条は「すべて国民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、……立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」(幸福追求権)、同第二五条一項は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」(生存権)、同第二九条一項は「財産権は、これを侵してはならない」(個人の財産権)を保障している。しかし、被災者が置かれた実態は前記のとおりであり、被災者は重大な人権侵害を被っている。

## 2 宮城県の被害の特徴

全国の東日本大震災被害の半数以上が宮城県に

集中している。いちいち数字は示さないが、人的被害、避難者、住家被害、仮設入居者、マンション被害等どれをとっても宮城県の被害が最も大きい。また、宮城県の被害は、①地震による被害、②津波による被害、③福島原発放射能被害の複合的被害である。この点が阪神淡路震災と決定的に異なる点であり、今回の震災被害の様相を複雑・深刻なものにしている。

## 3 宮城県の復旧・復興の現状

大企業のためのインフラ整備優先、震災便乗プロジェクトはいち早く、着々と進められている。仙台塩釜港で被災した埠頭五五岸壁については二〇一二年六月の時点で九八パーセントが復旧された。また、仙台港区に隣接する大規模展示場「夢メッセみやぎ」をいち早く復旧させるとともに、仙台塩釜港内のトヨタのためのモータープールなどを復旧・拡張させた。その反面、すでに述べたように被災者は置き去りにされ、住まいの復旧・復興も大きく立ち遅れている。また、宮城県の基幹産業である農林水産業の復旧も遅れている。

## 4 復旧・復興の視点

被災者・被災地が主人公の復旧・復興でなければならぬ。これは、すなわち日本国憲法にもとづく人権としての復旧・復興である。すでに述

べたように、被災者は重大な人権侵害を被っている。日本国憲法は前文で「ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利」を高らかに宣言している。今こそ日本国憲法の理念が発揮されなければならない。

## 5 課題

宮城県における具体的課題は以下のとおり、多岐にわたる。

- 医療介護自己負担免除措置復活問題
- 水産特区問題
- TPP問題
- 原発問題
- 女川原発再稼働阻止
- 東電に対する損害賠償請求
- 測定・子どもの健康問題
- 除染・放射能廃棄物問題
- 仮設住宅、民賃、復興住宅等住まいの問題
- 集団移転、区画整理等まちづくりの問題
- 被災者の健康問題、心のケア問題
- 防潮堤問題
- 宅地被害問題
- マンション被害問題
- 労働・雇用問題
- 農林水産業復旧の問題
- 震災関連死問題

- 生活保護、義援金・支援金収入認定問題
- 子どもの問題

○二重ローン問題

- 被災者生活再建支援法改正問題

○メデイカルメガバンク構想問題

- 国際リニアコライダー誘致問題

○カジノ問題 等々

## 6 東日本大震災復旧・復興支援

### みやぎ県民センターの活動について

- (1) 二〇一二年五月末、県民四〇〇人の参加で設立された。二カ月に二回の世話人会、月二回の事務局会議を開いている。

- (2) これまで政策提言、行政への申し入れ、集会・署名活動・街頭宣伝行動等の運動を行ってきた。

- (3) 成果としては、

- ・震災直後の避難所の運営の是正
- ・仙台市の宅地被害、公共事業の枠組みで復旧(ただし、一割は住民負担)
- ・東電から多額の賠償金獲得
- ・女川原発再稼働阻止署名、地元女川町で過半数獲得。全県で約一〇万筆。女川原発三〇キロ圏内の各地域で「再稼働反対する会」設立。

- ・水産特区阻止、TPP反対の取り組みの中で、県漁協、県農協と共闘関係確立。

- ・二〇一三年一月末、中間指針第三次追補でついに宮城県の農林水産業が賠償の対象に入った。

- (4) 課題としては、

- ・目の前の課題に追われ、中長期的課題を検討できなかった。

- ・シンクタンクがない

- ・専従体制ができていない

- ・真に「被災者が主体」の取り組みができていない(代理闘争になっている)。結局国や

- ・村井知事の思い通りのことを許している。

- ・仙台市中心の活動で、仙台市以外の把握が弱い。

- (5) 展望

- ・皆高齢である。若者がいない。

三年目を迎え、これからが本当のたたかいに入る。本年(二〇一三年)秋頃から専従者一人確保できる見込みである。財政基盤の強化なくして今後のたたかいはありえない。

県民センターは、今後全国行脚等により大規模なカンパ活動を行い、五〇〇〇万円を集める。さらに専従者を増やしたい。みなさまにはぜひカンパをお願いしたい。

## 7 復興を妨げるキーワード

最後に、復旧・復興を妨げている行政のキーワード「個人資産の形成に公的資金を投入できない」について問題提起したい。

復旧・復興のさまざまな局面でぶつかっているのがこのキーワードであった。仙台市の宅地被害は公共事業の枠組みで復旧することになったが、一割は個人負担とされた。国からは一〇割出ているのに、なぜかと聞くと、仙台市の答えがまさにこのキーワードである。被災者生活再建支援法ができることも、この問題が激しく議論された。現在最大三〇〇万円を最大五〇〇万円まで拡充する取り組みをしているが、やはりこのキーワードがネックになっている。

法律家、学者にはこのキーワードの克服が求められている。

### 【カンパ送付先】

ゆうちょ銀行

口座番号：〇二二八〇一七一二五九七四

加入者名：東日本大震災復旧・復興支援

みやぎ県民センター

# 第一五回人権研究交流集会

## 震災復興—3・11から3年 私たちは何をすべきか

二〇一四年三月二一日(金)～二二一日

(土)、宮城県石巻市で開催予定の第五回人権研究交流集会。全体会のテーマは、「震災復興—3・11から3年 私たちは何をすべきか」に決まり、基調講演やパネリストも決定するなど、準備は着々と進められています。石巻市の後援も決定いたしました。

青法協らしく、現地で見て聞いて考えるという企画にしたいと、宮城支部一同、がんばっています。お忙しい皆さまと思いますが、ぜひ今からご予定ください！

今回は、全体会の大きな内容と、予定されている分科会について紹介させていただきます。

現在予定されている分科会は以下のとおりです。どの分科会も魅力的かつ勉強になることと思われ、選択するのに悩むこと必至です。詳しい内

### ■ 全体会(集会二日目)

復興について、これまで何がなされてきたかを総括し、法律家の視点を加え、今後何をすべきか、展望を語り合います。

予定されている議事の内容は以下のとおりです。

#### ◆ 基調講演

「もう一度、海に生きる—三陸・再生の道—」

結城登美雄氏(民俗研究家)

#### ◆ 現場からの声

漁業関係者・水産加工業者・仮設住宅

居住者・建設下請け労働者

#### ◆ パネルディスカッション

「真の復興とは何か」

(パネリスト)

綱島不二雄氏(東日本大震災復興旧・復興

支援みやぎ県民センター代表世話人)

佐立昭氏(石巻住まい連代表)

庄司捷彦氏(弁護士)

結城登美雄氏(民俗研究家)

地元保健師の方

### ■ 分科会のご紹介(集会二日目)

現在予定されている分科会は以下のとおりです。どの分科会も魅力的かつ勉強になることと思われ、選択するのに悩むこと必至です。詳しい内

第15回  
**人権研究**  
**交流集会**  
 あと6カ月

二〇〇七年六月、日本共産党は、陸上自衛隊情報保全隊（当時。現在は自衛隊情報保全隊として統合されている）が作成した内部文書を

公表した。同文書には、自衛隊のイラク派遣に反対する活動等につき、活動年月日・場所、関係団体、関係者、内容等がまとめられていた。そこで、原告ら（東北地方の住民ら）は、自衛隊のイラク派遣に反対する活動等を情報保全隊により監視され情報を収集されたことにより精神的苦痛を受けたとして、被告（国）に対し、人格権に基づく監視等の差止め及び国家賠償法に基づく損害賠償を求める裁判を提起した。同裁判に対しては、原告のうち五名に対する損

害賠償が認められる判決がなされ（仙台地判平成二四年三月二六日・判例時報二二四九号九九頁）、全国的にも大きな注目を浴びた。同判決に対しては双方から控訴がなされ、現在仙台高等裁判所で審理が継続している。

◆ 事案の概要及び裁判の経過

公表した。同文書には、自衛隊のイラク派遣に反対する活動等につき、活動年月日・場所、関係団体、関係者、内容等がまとめられていた。

平和分科会

自衛隊情報保全隊訴訟

- ① 復興問題分科会（仮）
- ② 裁判必勝法分科会「裁判必勝法PartⅢ」
- ③ 原発輸出問題分科会「原発輸出を問う世界民衆法廷」
- ④ 原発訴訟分科会（仮）
- ⑤ 平和分科会「3・11と自衛隊、国防と災害救助」
- ⑥ 憲法教育分科会
- ⑦ 表現の自由分科会「今、「表現の自由」を考える（仮）」

◆ 企画の趣旨

自衛隊を取り巻く動向は今般大きな変化を迎えている。自民党による憲法改正案において国防軍が提唱され、安倍内閣においては集団的自衛権の行使容認に向けた憲法解釈見直しの議論がなされている。

他方、国家が管理する情報の側面から言えば、秘密保全法制定に向けた議論がなされ、「特別秘密（特定秘密）」に指定された情報を取り扱う者の調査・管理や、情報漏えいに対して重い刑罰をもつて対処すること等の概要が明らかにされている。

したがって、自衛隊情報保全隊訴訟を通じて自衛隊問題や国家が管理する情報問題を考えることは、これらの問題を読み解き、考察を深める上でも極めて重要である。そこで、青年法律家協会宮城支部提案の企画として、報告をさせていただき次第となった。

### ◇ 報告の内容

報告の内容については、現在弁護団を交え鋭意

検討中である。

現段階では、

- ① 自衛隊情報保全隊訴訟の審理経過や第一審判決の内容及び問題点について、弁護団所属弁護士より基調報告を行う
- ② 主要な自衛隊裁判の歴史について、自衛隊情報保全隊訴訟との関係を交えつつ、自衛隊裁判を数多く手がけた弁護士より報告をいただく
- ③ 当弁護団所属弁護士、自衛隊裁判を手がけ

く

た弁護士、研究者等を交え、自衛隊情報保全隊訴訟の展望や一般の自衛隊に関わる問題、秘密保全法制等について会場の意見を交えながら議論を行う等を検討している。

現在進行中の自衛隊裁判や自衛隊問題・秘密保全法制等について興味をお持ちの方や議論を深めたい方にはぜひご参加いただければと思う。

(宮城 宮腰 英洋)

## すべての事件に役立つ 「裁判必勝法 Part III」

### 裁判必勝法分科会

したので、ぜひとも多数ご参加いただきたい。

裁判必勝法というネーミングのため、幾分キワモノ的印象をもたれるかもしれないが、二〇〇七年名古屋での集会で初めて開催して以来、前回の札幌での集会においても約一〇分科会にある中で

来年二〇一四年の石巻での人権研究交流集会において、三たび「裁判必勝法分科会」をやることに

### ◇ はじめに

常にベスト3(弁護士の数ではトップと思われる)の集客を誇る人気企画である。

### ◇ 裁判必勝法分科会の誕生の歴史

裁判必勝法分科会には、深い歴史がある。それを紐解けば、一十年前、二〇〇二年、青法協あいちの永世事務局長であった竹内浩史さん(現横浜地裁裁判官)が、弁護士任官をしたときに遡る。

困難な弁護団事件も熱心に取り組んで一六年弁護士をした彼が裁判官生活を送る中で見えてきたものがあつた。それは、裁判官というものは、「事件をこのように読む」、「弁護士をこのように見

る」「判決を書くときはこのようなことが決め手になる」ということであった。

そのアイディアと志を形にしたのが、二〇〇五年にあいちで開催された裁判必勝法の前身である「竹内裁判官に話を聴く会―裁判に勝つ秘密の問

題研究会―」であった。そこには裁判必勝法Part Iで名出題と言われた設問「法律の解釈だけでは結論が出ず、判例もない事件において、『勤勉で努力する者が報われる社会が望ましい』という信念を持った裁判官に

勝訴判決を書いてもらうために最も有効な方法は何か」がすでに出されていた。この「聴く会」はあいちでの開催にもかかわらず、東京の米倉勉、神奈川の杉本朗、福井の吉川健司各会員ら全国から多数の会員が参加されるなど大好評であった。

これが、その後の裁判必勝法Part Iに結びつくのである。つまり、一〇年以上の歴史があるのである。

### ◇ 内容

肝心な内容だが、毎回、大変な難事件に勝訴をした三人のベテラン職人的弁護士と元裁判官一名の四名のバネリストから、難事件に勝訴をした秘訣を中心に、これまでの何十年というたたかい

と貴重な経験でしか得られない、先人の深い知恵(ディーブナレッジ)が惜しげもなく披露される。

我々は、背筋を伸ばし、心して聴くことになる。この知恵はどんなに心に響くことか。困難な弁護団事件、小さな民事事件にも共通する弁護士としての気概やスピリッツから、小さな、といっ

ても簡単にはできない心遣い(日の丸・君が代訴訟で勇気ある判決を書いてくれた裁判官にお礼状と全国四二社の社説集を作成して送った等)まで、すべてが学びとなる。

そして、もう一つの素晴らしい講師が、同じ志を持った参加者からの会場発言である。これらが相まって、企画者が考えた以上の世界が広がる。

この分科会は、「先人の志と知恵を後継者に伝える」という、まさに青法協のスピリッツを体現する分科会である。

Part IIIの講師は現在選定中である。歴史的な事件をたたかった素晴らしい先人をお願いしようと考えている。ぜひ期待していただきたい。

(あいち 北村 栄)

## 第14回人権研究交流集会報告集



2010年9月25・26日に札幌で行われた第14回人権研究交流集会の報告集(機関紙「青年法律家」号外)が発行されました。青法協弁学会合同部会の活動の一つとして、司法修習生・法科大学院生・学生・市民などに広くご活用下さい(1部200円・送料別)。



発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL03-5366-1131 / FAX03-5366-1141

E-mail : bengaku @ seihokyo.jp

# 新旧の司法試験を体験して

東京 石島 淳

私は、都内の法科大学院で既修として二年過ごし、新司法試験を受けました。それに先立ち、法科大学院ができる前には従来の司法試験を受験した経験もあります。ここでは、前者と後者を区別して、それぞれ新司法試験、旧司法試験と呼ぶことにします。

## 1 旧司法試験

司法制度改革の場面では、旧司法試験の問題点として、知識偏重であることをはじめとして様々なことが指摘されてきましたが、私はこの試験にそれほど問題があるとは思ってはいませんでした。

たとえば、旧司法試験の択一で問われた知識問題については細かすぎると感じたことはほとんどありませんでした。条文や判例の知

識は仕事で必須です。受験生のころと比べて仕事を始めて以降、このことをより強く実感します。法律相談や裁判の真つ最中に基本書や判例集を読み直すわけにはいきません。抽象的に知識の詰め込みという批判をしても意味がないというのが当時の受験生としての感覚でした。

もちろん、旧司法試験を前提とした従来の制度は完全無欠なものではなかったにせよ、法科大学院というドラスティックな制度改革をしないと改善ができないほどの大問題はなかったと思っています。

## 2 法科大学院へ

そうはいっても、制度が変わって法科大学院を修了することが受験要件になったので、

法科大学院に入学するという選択をしました。

旧司法試験を受験していた頃は、バイトをして生活費を得ながら受験をすることができました。しかし法科大学院に通うとなると、授業への出席や課題への取り組みなどの兼ね合いのためバイトができるのはせいぜい夏休みなどの期間に限られます。そのため奨学金が得られなければ法科大学院に通うのは不可能でした。ただし、名目こそ奨学金となつていますが実質は借金であり、司法修習における貸与制とあわせて大きな経済的負担となつていることは改めて説明するまでもないことと思います。

## 3 法科大学院での授業、院生の受験への意識

法科大学院では、旧司法試験を受験していたときよりも内容的に踏み込んだ勉強ができたことはよかつたと思います。法科大学院を修了して受験するのがしばらく先になることから、気持ちに余裕ができたのかもしれない。また、法哲学や法社会学のような実定法以外の分野や試験科目ではない法律科目も履修できたことで知識の幅が広がったの

## ロースクールの実情と 法曹養成

は有益でした。

院生のなかに司法試験対策を意識している者がいたのも事実です。もともと、新司法試験が法曹になろうとする者を選ぶのに適切な試験として機能しているのであれば、試験に向けて対策をとることはめざすべき法曹像に合致するのでは、とも思います。現在の司法試験がふるい分けとして適切なものであるのなら、その試験に向けた対応をすることは、試験を実施してどのような人物を採りたいのかという趣旨に（ひいては「司法制度改革の理念」に）あはずなのです。その意味では、試験で要求される能力を伸ばそうという発想はあながち間違っていないとも思います。

新旧の司法試験を通じて試験で求められる能力には違いはないように感じました。事実を確定して法を解釈適用するのが法曹の仕事です。法曹となる者を選ぶための試験制度が変わったからといって法曹の仕事が変わったわけではありません。法曹としてふさわしい者を選別するという目的が共通するのであれ

ば、新司法試験になって行政法や選択科目が加わったにせよ、試験対策の根幹は変わらなはずなのです。

### 4 法科大学院制度で何が 変わったのか

従来の制度から大がかりな変更をして始まった法科大学院ですが、それに見合った劇的な教育効果をあげたかについては、あまり楽観していません。

もちろん、とても優秀な人物がいることも、法科大学院や修習で見てきました。

他方で、法科大学院や修習での課題では「模範解答」を探す傾向の人もいました。正解にこだわる傾向を身につけてしまったとすると、法科大学院での教育効果とくに未知の課題に対する応用力という面では疑問を感じます。統計を取っているわけではないのですが、仮にこうした傾向が多くを占めるのであれば旧司法試験のときと同様の、いわゆる「知識偏重」「紋切り型」と指摘されてきたような弊害を生じつつあるのでないでしょうか。少なくとも、法科大学院を修了しさえ

すれば応用力が担保されるというわけではないようです。観測範囲が自分の周囲であるため過度の一般化はできませんが、実状のひとつの側面として参考になればと思います。

私は、法科大学院に対しては、関係者の中で実像を超えて理想化されている印象があります。よい法曹が湧き出てくる魔法の壺であるかのような期待をすべきではないと考えています。かつて旧司法試験や予備校に対して批判的見地から検討を加えて司法制度改革を推進してきました。法科大学院についても同じような眼差しを向けて、改めてその役割の功罪を批判的に見詰め直すことが公平なのではないでしょうか。



# Pay for Justice!

## ～正義のための給費を～

東京 宮里 民平

### 1 訴訟団の概要

二〇一三年八月二日、新六五期司法修習修了生らで、給費制廃止違憲訴訟を提起しました!!

原告は、新六五期司法修習を修了した弁護士ら二人で、代理人四六三名の先輩弁護士の支援を受け、東京・名古屋・広島・福岡の四地裁に一斉提訴しました。

合言葉は「Pay for Justice!」  
正義のための給費を!」です。

### 2 訴訟における請求の内容

#### (1) 訴訟物等

給費制の廃止は二〇〇四(平成一六)年裁判所法改正によるものであり、法律で貸与制が定められています。したがって、裁判所法改正という立法行為が違憲であることを前提としています。

給費制廃止が違憲無効であることから二〇〇四年裁判所法改正前の裁判所法(旧裁判所法)に基づく給付請求をたてています。

もともと、旧法に基づく請求が理論上ありうるのかという疑問も残り、国家賠償法に基づく給付請求もたてています。

この他にも、憲法二九条三項に基づく損失補償請求や最低賃金法に基づく請求(研修医で認められた構成)なども議論されましたが、訴訟提起時においては主張しないこととなりました。

#### (2) 憲法第何条に違反しているの？

この点が、常に訴訟団の議論の中心でした。というのも、司法修習生というのはかなり特殊な身分で、法律上も実務上も、いったいどのような扱いなのか、はつきりしていないからです。

#### ア 修習生の身分・権利制約

司法修習生の最大の特徴は、司法修習を行わなければならないという修習専念義務を課されていることです。司法修習生はいわゆる労働者と同じように時間的・場所的拘束を受けて、修習に励みます。修習を無断欠席などすると、罷免されてしまいます(職業選択の自由)。そして、専念義務の一環として兼業禁止という公務員と同様の法的拘束も受けています(財産権・勤労権・営業の自由の制限)。それに加え、政治活動の禁止(憲法二二条)や転勤を伴う修習地への配転(居住・移転の自由)等、公務員と同等の権利制約を受けているのです。

それゆえ、以前は、大卒公務員と同等の給料が支払うこととされていたのです。

## イ 修習の意義

それだけではありません。

司法修習と給費制は戦後の司法改革の一環として実施されたのですが、司法修習と給費制は、司法権を担う裁判官・検察官・弁護士の対等的地位の確立と、誰でも法律家をめざすことができる民主的司法の実現を目的としています（憲法第六章、三二条、七六条、七七条等）。

したがって、司法修習と給費制は一体のものとして理解されていたのです。

## ウ 給費を受ける権利

では、そのような給費制を廃止すると憲法何条に違反するのでしょうか？

前記のような特殊な身分や修習の意義からすると、給費制を廃止することは特定の条文違反だけでは、問題の本質をとらえていません。

したがって、私たちは「給費を受ける権利」が憲法に由来する権利と構成しました。

たとえば、接見交通権は、憲法三四条に由来する弁護士固有の権利として認められています。憲法三四条は、弁護士選任権を定めた条文ですが、これに由来する権利として弁護士の接見交通権も弁護士の固有の権利として認められています。

すなわち、前述した、司法修習生に対する種々の憲法上の権利の制約や、司法修習と給費制の憲

法上の意義を鑑みれば、憲法に由来する権利として「給費を受ける権利」も導かれるという考え方は、導かれます。

このような権利の概念が認められるかどうかは不明確ですが、ある先輩から、「新しいことを行うときは、常に新しい発想を持って取り組む必要がある」というアドバイスもいただき、「給費を受ける権利」という構成を採用しました。

### (3) 損害と修習の実態

現在、司法修習は一年間に短縮され、前期修習もなく実務修習から始まります。

実務修習中、自宅から裁判所までの通勤費用等も支給されず、家賃手当もありません。実務修習を終えると、和光で集合修習が始まりますが、寮には全員が入れるわけではなく、集合修習の二カ月の間のために家を借りなければならぬ者もいます。その場合でも、特段の手当はありません。

また、給費制が廃止されたため、給与を受けていないということも理由に共済組合にも入ることもできず、裁判所の医務室を利用することもできないと言われた方もいました。

さらに、貸与金が収入とみなされ、健康保険が親の扶養から外されるものもあればそうでない者があるなど、法的整備があいまいな状態です

これが、現在の司法修習であり、この一年間、司法修習生は国や親戚などから『借金』をして生活を送るのが通常です。

そのため、大学時代からの奨学金を貸与金から返済するというまさに自転車操業の修習生までいます。

貸与制のもたらした弊害は大きく、短期間で充実した司法修習を行うために、修習生は大変な一年間を送らされているのです。

このような実態を捉えて、旧裁判所法に基づく給付請求とは別に、慰謝料も請求しています。

## 3 提訴後の反響と今後の展望

八月二日の一斉提訴を受けて、各地ではテレビや新聞各社の報道、インターネットニュースにも流れ、それなりの反響でした。提訴直後には、インターネットで読売新聞による給費制に関するアンケートも実施され、給費制賛成派は七〇パーセントを超えました。

しかし、この問題についてはまだまだ国民に知られておらず、引き続き運動を拡大していかなければなりません。

第一回口頭弁論期日は、名古屋訴訟が二月二一日、広島訴訟が二月二五日に決定しました。裁判所に充実した実体審理を行ってもらうために、

国からの答弁をふまえた戦略を訴訟団で議論しています。

さらに、訴訟の進行と同時に、六六期司法修習生の間でも、提訴に向けた動きが起きています。司法修習生の実情は、よりひどくなっていることは明白であり、声を上げる修習生がどんどん増えていくことに期待して、私たちの訴訟を精いっぱいたたかっっていく次第です。

先生方におかれましては、引き続きご支援をよろしくお願いいたします。

■お問い合わせ先

Eメール: kyuhisoyo65jinu@gmail.com

〒一七一〇〇二一

東京都豊島区西池袋一―一七一〇

エキニア池袋六階 城北法律事務所内

給費訴訟事務局 弁護士 種田和敏

電話: 〇三―三九八八―四八六六

FAX: 〇三―三九八六―九〇一八

■経済的ご支援(カンパ)のご協力もあわせて

お願い申し上げます。

ゆうちょ銀行から

〇〇二五〇―七―四四二五七二

ゆうちょ銀行以外から

店 名: 〇一九

口座番号: 〇四四二五七二(当座)

「給費訴訟を応援する会」

# 『司法崩壊の危機―弁護士と法曹養成のゆくえ』

差し迫った司法の危機を共有するための必読書

東京 米倉 洋子

## 本

書は、内閣府に置かれた「法曹養成制度検討会議」が二〇一三年四月九日発表した「中間的とりまとめ」に対する全面的な検討・批判の

書である。その後、検討会議は六月二六日最終的「取りまとめ」を発表し、七月一六日には内閣府の

関係閣僚会議がこれを全面的に追認することを決定したが、その内容は「中間的とりまとめ」とほぼ同じである。

その意味で本書は、法曹人口・法曹養成に関して現在私たちの目の前にどうという事態が起こって



# 新刊 旧刊

第二章「法曹有資格者の活動領域の在り方」(武本夕香子)は、「検討会議」が力を入れた「法曹有資格者の活動領域の拡大」の論点について、そ

もそもそのようなニーズがないことを詳細に論じている。「法曹有資格者」とは、「司法試験合格者を指し必ずしも弁護士資格を取得している者に限定されない」と定義され、司法修習を経ない者を含む概念である。このようなカテゴリーで「法曹」が論じられるようになっていくこと自体の問題にも注目する必要がある。

第三章「法曹養成制度の在り方」は、総論(立松彰)、法科大学院(森山文昭)、司法試験・予備試験(同)、司法修習(白浜徹朗)の四編に分かれ、二〇〇一年の司法制度改革審議会の最終意見書に基づいて大きく変容したわが国の法曹養成制度が、具体的にどのようなものであり、現在いかに大きな矛盾・弊害をもたらしているかを正確に伝えている。法科大学院は、統廃合や個々の現場での教員の努力などではとうてい解消できない制度的矛盾を抱え込んでおり、その修了を司法試験受験要件とする現在の仕組みを根本的に見直さなにかぎり法曹志願者の激減に歯止めはかからないであろうことが実感される。

白浜弁護士司法修習問題の論稿は、特に今の修習の実態を知らない「旧世代」にぜひ広く読んでほしい。前期修習が廃止され期間一年に短縮された修習の希薄化には驚かされる。司法修習に携

第 1章「法曹(弁護士)人口の在り方」(鈴木秀幸)では、「合格者数年三〇〇〇人」目標がアメリカと経済界の圧力により現実の需要を無視して政策化された経緯を詳しく述べ、弁護士人口を適正規模に保つ政策の必要性、現状の下では合格者数を年一〇〇〇人以下にしなければならぬなどの提言を、多くの資料に基づいて説得的に論じている。

もそもそのようなニーズがないことを詳細に論じている。「法曹有資格者」とは、「司法試験合格者を指し必ずしも弁護士資格を取得している者に限定されない」と定義され、司法修習を経ない者を含む概念である。このようなカテゴリーで「法曹」が論じられるようになっていくこと自体の問題にも注目する必要がある。

二半年ほど、青法協・日民協・自由法曹団の有志で法科大学院修了者や法学部生から実情をヒアリングする活動を続けてきたが、人権を守る弁護士に憧れる若者が法曹の道を選べないという危機的状況がまさに進行中であることを実感する。本書「あとがき」には、「全ての関係者がこれまでのいきさつや立場を離れ、共通の基盤に立った議論を進めることが望まれる」との言葉がある。まさにそのための問題提起として、貴重な一冊である。

鈴木秀幸、武本夕香子、立松彰、森山文昭、白浜徹朗、打田正俊著『司法崩壊の危機——弁護士と法曹養成のゆくえ』花伝社・二〇一三年六月・二二〇〇円(税別)

# ペローチエ争議

## 改正労働契約法の悪用と「鮮度」を理由とした雇止め

東京 三浦 佑哉

### 1 はじめに

本件は、コーヒーチェーン大手「カフェ・ペローチエ」の千葉店に勤務していた原告女性Wさん（二十九歳）が不当な雇止めを受けたことから、運営会社である株式会社シャノールに対して、雇止め無効による地位確認、未払賃金、精神的慰謝料の支払いを求めて、二〇一三年七月二三日、東京地裁に提訴した事案です。

この裁判・争議の大きな意義としては、二つ挙げられます。一つは、本件雇止めが、労働契約法改正に定められた「無期転換ルール」を回避するための脱法的雇止めであること、もう一つは、会社による「鮮度が落ちる」発言に見られる、人格

権、平等権侵害も甚だしい理由による雇止めであることです。

### 2 提訴に至るまで

#### (1) 店舗の中心的スタッフとして

原告Wさんは、二〇〇三年八月、「カフェ・ペローチエ」の千葉店に、学生アルバイトとして入社し、三カ月の期間を定めた労働契約の更新を繰り返しました。二〇〇七年三月にいったん退職しましたが、二〇〇八年七月に同じくアルバイトとして再入社し、その後、雇止めをされるまで、三カ月の労働契約を一九回更新し、四年二カ月もの間働いてきました。いったん退職する前も含め

れば、その契約更新回数は三三回、勤務期間は約八年六カ月に及びます。

しかも、原告Wさんは、ペローチエ千葉店のオーピングスタッフとして入社しており、二〇一三年九月に一〇周年を迎える店舗を、その中心的スタッフとして支えてきました。また、日々の業務においても、店舗で唯一の正社員である店長が不在の場合には、原告Wさんから経験豊富なアルバイト社員が「時間帯責任者」として店舗の管理を行っていました。

#### (2) 突然の雇止め予告

再入社から三年八カ月、契約更新が一五回に及んでいた二〇一二年三月二三日、原告Wさんは、突然店長から、店長以上向けの通達が本社から届

き、そこには「契約期間三カ月の契約更新は一五回を上限とする。既に勤務四年を超えているアルバイトについては、二〇一三年三月五日をもって更新できなくなる」と記載されていること、原告Wさんもあと一年しか契約を更新できないことを告げられました。

理由を尋ねると、店長は、「そういう法律ができるみたいですよ」と答え、後日、部長からも「今回の通達は、法律の改正に伴う対応です」との発言がありました。

### (3) 首都圏青年ユニオンへの加入と団体交渉

長年貢献してきたつもり職場を一方的に追い出されることに納得できなかった原告Wさんは、首都圏青年ユニオンに加入し、団体交渉、事務折衝を重ねました。

ユニオンは、契約更新の回数上限導入は、明らかに改正労契法の悪用であることを指摘し、直ちに雇止めを撤回するよう要求しました。しかし、会社は、上限導入の理由について、「店長による統率が難しくなるから」「労基署から上限を定めると言われたから」「大学の四年間で普通は辞めるから」などと述べ、労契法の改正とは無関係であると強調して、要求に全く応じようとしませんでした。

さらに、二〇一三年一月の事務折衝では、「従業員は入れ替わって若返った方がいい」「うちの会社ではこれを『鮮度』と呼んでおり、従業員が入れ替わらないとその店の新鮮度が落ちると考えている」という趣旨の発言まで飛び出しました。

### (4) 雇止めの強行

当初通告されていた二〇一三年三月五日までという猶予期間は、同年六月二十五日まで延長されましたが、結局、会社は、同日限りでの原告Wさんの雇止めを強行しました。

## 3 改正労働契約法の悪用は明らか

店長が会社からの通達に基づき原告Wさんに雇止め予告をした二〇一二年三月二三日は、労働契約法の改正案が国会に提出された日でもありました。

周知のとおり、当該改正案には、「無期転換ルール」、すなわち、一つの企業で通算五年を超えて働いた有期労働者は、無期雇用への転換を申し込む権利を取得することが定められており、後にこれは可決、施行されるに至りました。

もともと、この「無期転換ルール」は、雇用安定が図られる点で労働者にとって有利ともいえる反

面、無期労働契約に転換する直前に雇止めをするケース、契約更新の上限を五年以内とする不更新条項が盛り込まれるケースが増えるのではないかと危惧されていました。

会社側は、当初店長や部長が、法律の改正に伴う措置である旨述べて以降、一貫して、四年の上限導入と労契法改正との関係を否定しています。

しかし、上限を導入したタイミング、店長や部長の発言、会社が当該措置の合理的な理由を説明できていないこと等からすれば、会社の真の理由が「無期転換ルール」の適用を回避するためであることは明白です。そして、かかる理由による上限導入及びそれに基づく雇止めが、「有期労働契約の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図る」という労契法一八条の趣旨を没却し、無効と解されるべきことは当然です。

シャノールが先駆けて行ったこの手法は、すでに他の多くの企業に導入され、または今後、導入されることが考えられるため、この点に関する本裁判の意義は非常に大きいといえます。

## 4 「鮮度が落ちる」発言による人格権侵害

会社は、団体交渉を行うことに上限導入の理由

を変遷させており、かつその理由にも合理性がないことから、それらが苦し紛れの後付け理由であることは明らかです。

もつとも、2(3)で触れました「鮮度が落ちる」という趣旨の発言は、シャノールの「本音」としか考えようがありません。

原告Wさんは、記者会見の席で、「大好きなお店だから働き続けてきました。なのに、やめさせる理由として『鮮度』という言葉を使って、魚や野菜のようにモノ扱いされ、人としての価値まで奪われました……」と涙ながらに話しました。また、「ただ四年で人を使い捨てにするだけではなく、女性をモノ扱いし、年齢を重ねた女は、必要ないと言われたことが、私に裁判を決意させる決め手となりました」とも語っています。

我々は、この「鮮度」なる発言を重く受け止め、原告Wさんの人格的尊厳を著しく傷つける人格権侵害であるとして、裁判の中では慰謝料の支払いも求めています。

## 5 最後に

昨今、社会問題化しているブラック企業問題は、主に正社員を中心に議論されていますが、我々は、ベローチエを運営するシャノールも「ブ

## 青法協メーリングリストへの登録を呼びかけます

青法協ネットは、登録していただいた方に、青法協の活動内容などをお知らせするとともに、憲法・司法・人権課題など、自由にご意見・ご要望、各支部・会員の活動などをお送りいただき、活動に反映させるために立ち上げたものです。

登録希望の方は、事務局 (bengaku@seihokyo.jp) まで、アドレスをお送り下さい。

「ブラック企業」であると考えています。法の悪用により、長年会社に貢献してきた労働者を使い捨てる企業、労働者の尊厳を侮蔑する企業を許すことはできません。今後もユニオンを中心に、運動の輪を広げながらたたかっていききたいと思えます。ご支援よろしく願います。

\*原告代理人は、首都圏青年ユニオン顧問弁護士から、笹山尚人会員・大久保佐和子会員・三浦佑哉の三名が担当しています。



▼先月号に引き続き、原発事故の被害者による損害賠償請求訴訟の提起に関する記事をお届けする。▼避難者は

各地に広がっており、東北、関東はもとより、中部・近畿・中国地方まで、全国で訴訟が提起される見通しだ。四国・九州、沖縄まで避難者が及んでいることも周知の事実である。これらの大量の被害が早期に救済されて、元の平穏な生活を取りもどす日が来るよう、裁判所が司法の役割を適切に果たすことを期待したい。▼他方で、適切な被害弁償をしないために、苦しむ被害者に訴訟提起を強いている東電は、さらに大量の放射能を含む汚染水を漏らし続けて、海洋汚染を引き起こしていることが判明している。INESレベル3という、それ自体が重大な事故を意味する事態である。さらには、原発敷地内や周辺地域で空間線量の異常な上昇が測定されているという報道が続いており、この行方も気になる。▼いずれも今後の動向を注視し、紙面に反映していきたい。

(米倉 勉)